

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

府省庁名 国土交通省

No	22	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) <u>不動産取得税</u> 固定資産税 事業所税 その他()	
要望項目名	高規格堤防整備に伴う建替家屋に係る課税標準の特例措置の延長	
要望内容(概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 高規格堤防整備事業の実施により家屋の移転を余儀なくされた者に対して、収用等の場合に認められているのと同様の税制上の特例措置を2年延長する。</p> <p>・特例措置の内容 高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、高規格堤防特別区域の公示日から2年以内に当該土地に従前の家屋に代わる家屋を取得した場合の、建替家屋に係る不動産取得税の課税標準から従前家屋の価格を控除する措置の適用期限（平成22年3月31日）を2年延長する。</p>	
関係条文	<p>地方税法附則第11条第5項</p> <p>地方税法施行令附則第7条第3項</p>	
要望理由	<p>高規格堤防整備事業は、堤防上の土地の利用を認めることにより、土地の有効活用を図りつつ、幅の広い堤防によって洪水による壊滅的被害の防止を図るものである。このため、当該土地の上の家屋の所有者は、家屋を一度除去し、工事終了後に当該土地の返還を受けた後、当該土地に建替家屋を建築することとなる。当該建替家屋の建築は、収用等に伴う移転の場合と同様に公共上の必要から行われるものであるが、公共用地としての土地の収用又は譲渡が無く、また、事業のために当該土地が5、6年にわたって使用されるため、従前家屋の所有者は移転補償金を受けてから2年以内に建替家屋の取得ができないことから、通常の収用事業に適用される不動産取得税に係る特例措置が適用されない。しかし、事業手法によってこのような差が生じることは不均衡・不平等であることから、従来より、高規格堤防の整備を行う場合の建替家屋に係る不動産取得税の特例措置が設けられてきたところである。今後も高規格堤防の整備により「破堤による壊滅的被害の防止を図る」（平成20年度防災白書）こととしており、また、「大都市の壊滅的被害の防止」のため「高規格堤防による堤防強化対策を推進している」（平成20年度国土交通白書）ところであり、今後も事業実績は着実に見込まれることから、本特例措置の延長を要望するものである。</p>	
減収見込額	(初年度) - (平年度) - (13.12) (8.20)	(単位：百万円)
地方税以外の措置	既存	・国税 ・融資、補助金その他
	22年度の望	・国税 ・融資、補助金その他
過去の要望経緯	平成3年度創設 平成6年度、平成8年度、平成10年度、平成12年度、平成14年度、平成16年度、平成18年度、平成20年度延長	
本要望に対応する縮減案		